

コンサルティング事業者からみた製造物責任法の現状と課題

SOMPOリスクマネジメント株式会社

カジュアルティコンサルティング部 賠償・労災グループ PL・リコールチーム

安藤 悟空

自己紹介



安藤 悟空（あんどう・ごくう）

SOMPOリスクマネジメント株式会社
カジュアルティコンサルティング部 賠償・労災グループ
上級コンサルタント

<経歴>

- 自動車部品メーカーにて、本社品質保証部、工場の品質管理部を経験
- 現在は、製品安全やPL、リコール、品質不正などに関するコンサルタントとして活躍。

◆主なコンサルティング・活動実績

民間企業向け支援

- 各種製品（日用品～建機）のPLリスク分析、取扱説明書のレビュー支援
- 産業用機器・子供用製品などに対するPL・リコールアドバイザー対応支援
- 国内・米国・欧州の各種製品群のリコール事例調査・とりまとめ
- 自動運転車公道試験リスクアセスメント支援
- 品質不正発生予防のための体制診断サービス

官公庁向け実績

- 東京都製品安全対策推進事業の特別委員
- ECサイト食品表示実証モデル構築事業
- 製品安全対策推進調査事業
- 諸外国製造物責任法令調査事業
- 国内製品安全情報調査事業

① 事業者からの相談状況について

- ・製品安全（PS）や製造物責任法（PL）に関する製造事業者等からの相談
- ・近年の社会情勢の変化（デジタル化、国際化）を受けた依頼の変化

② 製造物関連のトラブルと製造物責任法の役割について

- ・製造物責任法が効力を発揮していると考えられる実例

③ 製造物責任法の課題と今後について

- ・近年の社会情勢の変化を受けた日本のPL法のあり方に対する所見

1. 事業者からの相談状況について

・製品安全（PS）や製造物責任法（PL）に関する製造事業者等からの相談

① 海外の法令・事例調査

概要

- ・海外におけるPL法規やそれに関連するPL訴訟事例などの調査
- ・主に進出が多いアジア関連、PLリスクの高い米国の調査が多い
- ・主にグローバルに展開している大企業からの依頼が多い

PL法観点

- ・調査を依頼してくる企業（部門）は日本のPL法は把握しており、これに対して海外にそもそもPL法が存在するのか、どのような特徴があるのかを把握することを目的としている。
- ・ただし、細かい法令上の項目というより、実際にどのような事例が起こるか、PLリスクが高いかを確認するのが焦点となることが多い

② PLセミナー

概要

- ・国内・海外における基本的なPL法の内容から、PL訴訟の発生状況、PL訴訟事例の解説を行うセミナー
- ・依頼は品質部門からが多く、メーカーが主であるが、稀に商社や販売企業などからも依頼がある（企業規模は様々）

PL法観点

- ・依頼部門はPL法理の知見はある程度あるが、企業内の各部門においては、PL法理を詳細まで把握はしていないケースが多いと感じる（このようなセミナーで初めて細かい規定を知る）
- ・PLやPSに関する社内啓蒙として、年内に必ず1回はこのような講演をして、意識醸成をするような企業もある。

1. 事業者からの相談状況について

・製品安全（PS）や製造物責任法（PL）に関する製造事業者等からの相談

③ PLリスク分析・表示物レビュー

概要

- ・取り扱っている製品に関するPLリスク（製品安全）について評価し、表示物に警告などを落とし込む業務
- ・主に「初めてBtoC製品を開発した」など、新規事業・新規開発品での業務が多い

PL法観点

- ・新たにモノづくり事業に進出する、BtoC製品は初めてなどのケースの場合、そもそものPL法の理解が乏しいケースが見受けられる。例えば、依頼内容に「PL法違反にならない取扱説明書としたい」「PL法の基準に沿った製品かチェックしてほしい」などの依頼が来る。
- ・メーカーの中でもPL法に対する認識には大きな差があると考える。

④ PL・リコール対応アドバイザー

概要

- ・製品事故が発生した、製品リコールをすべきか悩んでいるなど、対応面についてサポートする業務
- ・企業の大小は問わず、過去対応の経験がない分野のケースで相談が来る

PL法観点

- ・「欠陥に該当するか」「誤使用ではないか」などにおいては、PL法の欠陥の定義を参照はするが、どちらかという詳細な対応が検討課題となることが多い。
- ・企業が悩むような内容であるため、複雑（判断しにくい）案件が多い。

1. 事業者からの相談状況について

・近年の社会情勢の変化（デジタル化、国際化）を受けた依頼の変化

① 海外企業を含めたコーポレート横断でのPL規定の見直し

概要

- ・国内・海外企業の買収・M&Aなどにより、企業の事業が多角的になったことにより、既存のPL規定では解釈がおかしくなる事態となってきた
- ・すべての事業を満足することは難しくとも、大枠は適用可能なような規定の見直しについてアドバイスを行った。

PL法観点

- ・ビジネスがグローバル展開することにより、従来国内のみを想定していた規定も綻びが生じるようになっている。
- ・特に事業内容の多角化や、海外PL法理との差がネックとなっており、完全に統一化するのは困難であるという前提で動くこととなった。

② 欧州新PL指令に対する製品適合調査

概要

- ・欧州のPL指令が刷新されたことを受け、自社の取り扱っている製品がこのPL指令の対象となるか、対象となっている場合には、具体的にどのような対策を講じればいいのかなどについて、相談を受けた
- ・取り扱っている製品は非常に範囲が広く、特にソフトウェア系の製品におけるリスクを懸念されていた。

PL法観点

- ・事業を欧州まで展開している企業にとっては、対象製品や事業範囲がPL法上どこまで対象となるかは気になる点となる。
- ・そのリスクレベルに応じて、海外の体制や製品対策を変えている企業も多い。（PL的視点よりも技術基準を参照している方が多い）

2. 製造物関連のトラブルと製造物責任法の役割について

・製造物責任法が効力を発揮していると考えられる事例

① PL判例が他企業の対策に寄与した事例



- ある製品にて消費者が被害を受ける事故が発生
- 被害者はメーカーをPL法に基づき提訴
- 表示上の欠陥などが認められ、原告勝訴
- この訴訟を受け、同業他社が、自社製品の表示物の見直しを検討（当社に相談）

- PL判例自体も、やや企業側に厳しい判決となっているが、「消費者保護に優位」な判断である。（PL法の目的遂行）
- PL法が、業界全体の賠償責任・品質管理の判断の土台として機能している。

② 企業間賠償責任への判断



- 産業用製品にて納品先の事業者が「損害を生じた」として、メーカーに求償
- 契約書内に「欠陥」による賠償が対象とされていたが、PL法上の欠陥は「安全」に起因するとして、対象外と主張
- この事案の概要や賠償責任の有無について、アドバイスを実施

- PL法は、根本が「消費者保護」であるため、「欠陥」の前提が「安全」となっている。この内容が事業者間での契約の解釈に用いられている。
- 大型車両の市場改修にかかるPL判例においても、同様の争点（「安全」が関わっているか）となっているケースもある。

2. 製造物責任法の課題と今後について

- ・近年の社会情勢の変化を受けた日本のPL法のあり方に対する所見

安藤所見

事業や技術の変化、海外の状況より、PL法の改訂は検討に値する。

理由

- ・ビジネスモデルの複雑化に伴い、事故発生時の責任事業者が特定困難な事案も想定される。
- ・また、製品の根幹をなす技術が物理的ハードウェアからソフトウェア、IoT、AIへと移行しており、ソフトウェア単体で流通する製品も一般化している。
- ・米国では、製造元が特定できない場合にウェブプラットフォームが提訴される事例や、アプリ提供事業者が直接PL責任を追及される司法判断（判例）が出現している。
- ・日本においても、このような事案が起こる状況は、今後想定される
- ・欧州では、こうしたデジタル製品やAI技術に対応するため、製造物の定義にソフトウェアを含めるなど、世界に先駆けて先進的な法改正（改正PL指令等）を整備している。（国による基準の齟齬、他国も追随など）

